

鳥取県告示第154号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び総務部県民室並びに各総合事務所県民局及び生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）